

1 試験の目的

介護支援専門員実務研修受講希望者に対して介護支援専門員の業務に関する演習等を主体とする実務的な研修を行うに際し、事前に、介護保険制度、要介護認定及び居宅サービス計画等に関する必要な専門知識等を有していることを確認するために行われるものです。

2 試験の日時

令和2年10月11日（日） 10：00～12：00（120分）

3 試験会場

山口県立大学北キャンパス（山口市桜島6－2－1）で行います。
（会場案内図は裏表紙を参照）

- （注） 1 指定された試験会場以外では受験できませんので、受験票で試験会場を必ず確認してください。

2 試験会場及びその周辺商店等への自動車の乗り入れや無断駐車は厳禁です。
JR・バス等の公共交通機関を利用してください。

3 遅刻者の入室許可は、10時30分までです。それ以降の入室は認めませんので御注意ください。また、10時30分以前の退室は認めません。

4 試験の方法

筆記試験の方法により行います。

（60問 5肢複択方式） ※出題範囲、出題数については、38～46ページ参照

なお、視覚障害者で、受験に際しての配慮を希望された方には、点字問題を用意します。

※手続きについては、6ページ7の(3)参照

5 試験の解答免除

保有資格によって認められていた試験問題の解答免除の取り扱いは、平成27年度実施試験から廃止となりました。

6 受験資格

平成27年2月12日から「介護支援専門員実務研修受講試験事業実施要綱」が改正され、受験資格等が変更となりました。

改正後の受験資格は、保健・医療・福祉に係る法定資格保有者及び相談援助業務従事者に限定されました。（※経過措置により平成29年度までは、改正前の受験資格等で受験ができました。）

改正前		改正後
法定資格		法定資格
相談援助業務		相談援助業務
		福祉事務所（ケースワーカー）等
介護業務		介護業務

} 除外

（１）改正後の対象者

次表①及び②の期間が通算して５年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が９００日以上である者。

	受験資格該当職種及び期間
	法定資格保有者 （医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士）、精神保健福祉士） <u>が、その資格に基づき、当該資格に係る業務に従事（※）した期間</u> ↓ ※<u>法定資格の免許証等に記載された登録日以降、その資格に基づき、当該資格に係る業務に従事した期間が対象。</u> ① ※<u>社会福祉士については、社会福祉士及び介護福祉士法第２条において定める社会福祉士の業務「相談援助」と、同法第７条で定める社会福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「相談援助」とが同じであることが示されているため、<u>社会福祉士の登録日以降、別紙２（１９～２８ページ）の左欄の受験資格と認められる施設（事業）種類において、右欄の職種として従事した期間。</u></u> ※<u>介護福祉士については、社会福祉士及び介護福祉士法第２条において定める介護福祉士の業務「介護等」と、同法第４０条で定める介護福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「介護等」とが同じであることが示されているため、<u>介護福祉士の登録日以降、別紙３（２９～３２ページ）の左欄の受験資格と認められる施設・事業において、右欄の職種で、主たる業務が介護等の業務に従事した期間。</u></u> ※<u>精神保健福祉士については、精神保健福祉士法第２条において定める精神保健福祉士の業務「相談援助」と、同法第７条で定める精神保健福祉士試験を受験するために必要な実務経験の対象業務「相談援助」とが同じであることが示されているため、<u>精神保健福祉士の登録日以降、別紙４（３３～３７ページ）の左欄の受験資格と認められる施設・事業等において、右欄の職種等で、主たる業務が精神障害者の社会復帰に関する相談援助業務に従事した期間。</u></u>

（注意）上記の表に列挙されたものであっても、援護者に対する対人の直接的な援助が、対象者の本来業務として明確に位置付けられている必要があります。つまり、当該資格を有していても、援護者に対する対人の直接的な援助ではない研究業務、教育業務、営業、事務等を行っている期間は実務経験期間に含まれません。

受験資格該当職種及び期間		
⑥	生活相談員 生活相談員として、（地域密着型）介護老人福祉施設・（地域密着型）特定施設入居者生活介護（介護予防を含む）において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間	※別紙１（１８ページ）に定める相談援助業務従事者が当該業務に従事した期間
	支援相談員 支援相談員として、介護老人保健施設において、要介護者等の日常生活の自立に関する相談援助業務に従事した期間	
	相談支援専門員 障害者総合支援法第５条第１８項及び児童福祉法第６条の２の２第７項に規定する事業の従事者として従事した期間	
	主任相談支援員 生活困窮者自立支援法第３条第２項に規定する事業の従事者として従事した期間	

（２）山口県で受験できる者

受験申込み時点（令和２年６月１５日～令和２年７月１０日）において、

- ①山口県内の事業所において、受験資格対象業務に従事している者。
- ②当該業務に従事していない場合に限り、山口県内に住所を有する者。

→「介護支援専門員実務研修受講試験Ｑ＆Ａ」（４７ページ）のＱ１を参照のこと。

（３）実務経験

ア 実務経験の確認方法

実務経験の確認については、施設、事業所の長又は代表者が発行する実務経験（見込）証明書（７の（２）のオ参照、様式別冊）により行います。

※ 施設・事業所等の廃業等により実務経験証明書の発行が困難な場合については、その他の客観的証明書類で認められる場合がありますので、山口県長寿社会課へお問い合わせください。

イ 実務経験期間算定の基本的考え方

期間算定の基本的考え方は以下のとおりとします。

- （ア） 必要実務経験期間は、試験日前日までに満たしていること。
- （イ） 実務経験期間の日数換算については、１日の勤務時間が短い者の場合についても、１日勤務したものとみなすこと。

ウ 実務経験証明書の提出免除について

平成３０年度以降に山口県において本試験を受験された方（試験当日欠席であっても、受験票を受け取られた方を含みます。）は、実務経験証明書の提出が免除されます。（無効者は除きます。）該当する方は、受験申込書の実務経験証明書欄の３を○で囲んでください。

なお、平成３０年度以降は未受験の方で平成２９年度までに山口県において本試験を受験したことがある方については、受験資格等が変更前の受験ですので、実務経験証明書の提出は免除されません。

(4) 受験対象者についての留意点

以下の事項に該当する者については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護支援専門員資格登録簿への登録を受けることができません。

【介護保険法第69条の2より抜粋】

- ア 心身の故障により介護支援専門員の業務を適正に行うことができない者として厚生労働省令で定めるもの
- イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした者
- オ 介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない者
- カ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない者
- キ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした者（登録の消除の申請について相当の理由がある者を除く。）であつて、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない者

7 受験手続き

(1) 受付期間、受験申込書の提出先及び問い合わせ先

令和2年6月15日（月）～令和2年7月10日（金）の期間中に、以下のア～ウにより下記住所あて原則として郵送（必ず簡易書留とすること）してください。

ア 令和2年7月10日（金）の消印のあるものまで有効とします。

イ 申請書類等は、封筒の表に「介護支援専門員受験申込み」と朱書きして、下記あてに必ず簡易書留にて送付してください。（郵便局窓口において郵送手続きをしてください。）

ウ 事故防止のため、封筒には他の受験者の申込書を同封しないでください。

また、不明な点がある場合も、下記あてお問い合わせください。

〒753-8501 山口市滝町1-1
山口県健康福祉部 長寿社会課 介護保険班
Tel 083-933-2774

なお、やむを得ず持参する場合は、受付期間の午前8時30分から午後5時15分までとします。（土・日曜日・祝日を除く。）

（２）受験申込みに必要な書類等（７ページの表１を参考にしてください。）

申込みに当たっては、以下のア～カの書類等を提出してください。

なお、受験に関する書類を受理した後は、受験申込書や、試験手数料の返還はしません。

ア 受験申込書（様式別冊）

所定用紙を使用してください。

記入に当たっては、10～12ページの「受験申込書記入上の注意事項」及び「令和2年度（2020年度）山口県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書記入例」を参考にしてください。

また、コード番号は、16～17ページのコード表により記入してください。

イ 試験手数料

試験手数料は、9,200円です。この手数料は、「山口県収入証紙」を受験申込書の所定の箇所に貼って納めてください。なお、この収入証紙には消印をしないでください。

また、収入印紙、切手又は小切手による納付はできません。

※「山口県収入証紙」は、県税事務所、市役所、町役場、県庁職員会館（厚生棟2階）において扱っています。

ウ 写真票（様式別冊）

所定用紙を使用してください。写真（受験申込み前6か月以内に撮影した正面、上半身、無帽、無背景の縦6cm、横4cmのものは、裏面に氏名を記入の上、所定の箇所に貼ってください。また、氏名（ふりがな）及び撮影年月日の記入を忘れないでください。

（13ページの記入例参照）

エ 受験票（ハガキ）（様式別冊）

所定用紙を使用してください。

表面に、郵便番号、住所、氏名（ふりがな）を記入し、受験票送付用63円切手を貼ってください。

なお、試験会場は、受験票送付の際に山口県が指定しますので、受験票の裏面に記載してある会場を必ず確認してください。

※ 指定の試験会場以外では受験できません。

オ 実務経験（見込）証明書（様式別冊）

所定用紙を使用してください。

記入に当たっては、14～15ページの「実務経験（見込）証明書記入例」及び別冊の「実務経験証明書 記入上の注意」を参考にしてください。

- (ア) 受験申込書の「実務経験年数」欄に記載した全期間について証明権限を有する者の証明を受けてください。
- (イ) 勤務先の変更等で勤務先が複数にわたる場合は、勤務先ごとの証明書を作成し、それぞれに証明を受けてください。この場合、実務経験（見込）証明書は、コピーして使用してください。
※直近の勤務先で定める実務経験期間を満たす場合は、直近の勤務先のみでかまいません。
- (ウ) 申込み時点で、見込みにより受験申込み（試験日の前日までに実務経験期間到達）をしている場合は、令和2年10月27日（火）まで（郵送の場合、必ず簡易書留にて送付すること（当日の消印有効））に、改めて確定後の実務経験証明書を提出してください。
※提出されなかった場合は、受験資格が満たされなかったものとして試験は無効とします。
- (エ) 証明者と本人が同一の場合は、本人が発行した実務経験（見込）証明書に併せて、開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等の客観的に証明できる書類の写しを提出してください。

カ 実務経験（見込）証明書の添付書類

法定資格保有者は、該当資格の免許証、登録証等の写し（A4サイズでコピーし、裏書きがある場合は、裏面もコピー）を提出してください。（試験の合格通知の写しは不可）

※ 結婚等により受験申込書と添付書類の氏名が異なっている場合は、必ず戸籍抄本を添付してください。

送付前には、☆受験申込みチェックリスト☆（54ページ）で再度、確認のこと。

（3）身体に障害等のある方に対する受験上の対応

身体に障害等のある受験者で、受験に際して配慮が必要であると受験申込書に記載された方については、障害の程度に応じて必要な対応（試験時間の延長、点字問題の用意、別室の設定等）を行います。

当該受験者の方には、受験申込み後に「特別措置申請書」を現住所あて送付しますので、必要事項を記入し、必要書類を添えて、別途定める日までに提出していただきます。

(表 1) 受験申込み提出書類一覧表

	提出書類等	注意事項等
ア	受験申込書	・所定の用紙を使用すること。 ・記入上の注意事項（１０ページ）、記入例（１１～１２ページ）を参照して記入すること。
イ	試験手数料(9,200円) (山口県収入証紙)	・受験申込書の所定の箇所に貼付（消印をしないこと）すること。
ウ	写真票	・所定の用紙を使用すること。（写真は６か月以内に撮影した背景のないもので、サイズは縦６cm×横４cm） ・記入例（１３ページ）を参照して記入すること。
エ	受験票（ハガキ）	・所定の用紙を使用し、６３円切手を貼付すること。 ・記入例（１３ページ）を参照して記入すること。
オ	実務経験（見込）証明書 ※平成３０年度以降に山口 県で受験された方（受験票 を受け取られた方）のみ、 提出が免除されます。（無 効者を除く。）	・所定の用紙を必要に応じコピーして使用すること。 ・見込みの場合は、令和２年１０月２７日（火）までに改めて提出すること。 ・証明者と本人が同一の場合、別途客観的に証明できる書類等を提出すること。（開業許可書、認可書、届出書、業務委託契約書等）
カ	実務経験（見込）証明書 に必要な添付書類 （免許証等の写し）	・法定資格保有者は、該当資格の免許証、登録証等の写し（Ａ４サイズでコピーし、裏書きがある場合は、裏面もコピー）を提出してください。（試験の合格通知の写しは不可） ・結婚等により受験申込書と添付書類の氏名が異なっている場合は戸籍抄本（受験申込前６か月以内に発行されたもの）を添付すること。 ・受験申込書の○印で囲んだすべての資格に係る免許証等の写しを提出してください。 ・氏名変更等の手続き、再発行の手続き中の場合等は、手続き中であることを証明する書類を添付してください。（※申請書控えや振込票控えなど）なお、この場合は、<u>取得後速やかに免許証等の写しを提出してください。</u> 注）実務経験証明書の提出が免除される場合でも、法定資格の免許証、登録証等の写しは必ず提出すること。 ※コピーする際は、必ずＡ４サイズ（受験申込書と同じサイズ）に統一してください。（Ｂ４サイズの免許証等は、Ａ４サイズに縮小のこと。）
キ	その他	・身体障害等により、受験に際しての配慮を希望された方は、受験申込み確認後に別途送付される「特別措置申請書」に必要書類を添えて別途定める日までに提出すること。（６ページ７の(3)参照）

8 合否通知

令和2年12月2日(水)午前9時に合格者の受験番号を山口県庁本館棟1階インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、介護保険に関する山口県のホームページ「山口県介護保険情報総合ガイド」(「かいごへるぷやまぐち」で検索可能)(<https://www.kaigo.pref.yamaguchi.lg.jp/>)に掲載します。

また、受験者全員に文書で試験結果を通知します。

9 試験結果の開示

この試験の結果については、山口県個人情報保護条例第19条の規定により、口頭による開示の申出をすることができます。

なお、電話等では口頭による開示はできませんので、受験者本人が直接開示場所へおいでください。本人であることを確認できる書類を持参してください。

開示請求できる者	開 示 内 容	開 示 期 間	開 示 場 所
受験者	分野別得点	合格発表日から1か月間	山口県 長寿社会課 (山口県庁5階) TEL 083-933-2774

10 受験申込み後の注意事項

- (1) 受験申込書及び添付書類が不備な場合は受理せず返却します。
なお、この場合の再提出期限についても7月10日(金)まで(当日の消印有効)としますので、最初の申込書提出は、余裕を持って行ってください。

- (2) 受験資格がない場合は、受験資格がない旨の通知を同封し、提出された書類等すべて(貼付された収入証紙、証明書等を含む)をそのまま返却します。

※ 受験資格については、事前によく確認の上、申込みされるようお願いします。

- (3) 受験票は、令和2年9月17日(木)頃に発送する予定です。

※ 試験日の10日前までに届かない場合は、必ず、お問い合わせください。

- (4) 受験票及び合否通知等はすべて現住所に郵送します。

※ 記入が不正確ですと、郵便物が届かず、受験できなくなる場合がありますので注意してください。

- (5) 受験申込み後に、氏名、住所等記載事項に変更があった場合は、山口県長寿社会課に変更の内容をお知らせください。

※ 変更内容のお知らせがないと、受験票及び合否通知等が届かない場合があります。

- (6) 受験申込み後に、勤務地又は現住所が山口県外に変更になった場合でも、山口県で受験してください。

1 1 受験上の留意事項

- (1) 受験者は、必ず受験票を持参し、午前9時から9時30分（試験開始時刻の30分前）までの間に自分の受験番号の表示してある試験室に入室してください。
試験室の入口には、当該試験室における受験者の受験番号が掲示されています。
- (2) 不正な方法によって受験しようとする、又は規定に違反する者等は、試験を停止し、又は合格を無効とします。
- (3) 筆記用具は、HBの鉛筆又はシャープペンシルを使用してください。
- (4) 携帯電話は電源を切ってください。時計代わりの使用は認めません。
- (5) 試験会場には、時計はありませんので、必要な方は持参してください。
- (6) 試験会場では、試験中の電話の取り次ぎは行いません。
- (7) 試験会場の建物内の下見はできません。また、試験会場へ問い合わせはしないでください。
- (8) 試験会場及びその周辺商店等への自動車の乗り入れや無断駐車は厳禁です。
JR・バス等の公共交通機関を利用してください。

1 2 合格の取消

合格通知後に、試験中の不正行為が判明した場合及び受験申込みに当たっても虚偽又は不正の事実が判明した場合には、合格を取り消します。